

各種手当をご紹介します。

申請・問合先 福祉課 子育て支援担当
福祉課 障害者支援担当 ☎(46)5112

児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない子を養育しているひとり親家庭などは、児童扶養手当が受けられます。

支給条件

- 父母が婚姻を解消した
- 父または母が死亡した
- 父または母が一定の障害状態にある
- 父または母の生死が明らかでない
- 父または母から引き続き1年以上遺棄されている
- 父または母が1年以上拘禁されている
- 未婚の母の子

※公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けることができるなど、手当が支給されない場合があります。

所得制限

所得制限があります。所得状況により、全額支給・一部支給停止または全額支給停止に区分されます。また、受給者は、毎年8月に現況届の提出が必要です。

手当額(4月から)

- 全部支給 月額41,550円
- 一部支給 月額9,810円
41,540円

家屋調査

平成23年1月2日以降に完成した家屋については、平成24年度から固定資産税が課税されます。税務課では毎年8月から家屋調査を実施しています。引越しなどの都合により早めに調査を済ませたい方は、ご連絡ください。また、調査の際には家屋図面(建築確認の冊子)などをご用意ください。

土地・家屋価格等縦覧台帳の縦覧

土地(家屋)縦覧台帳には、土地(家屋)の平成23年度の価格が登録され、納税者などは、土地(家屋)の評価額などを縦覧することができます。

期間 4月1日(金)～5月31日(火)

手数料 8時30分～17時

対象 納税者、納税管理人、納税者から委任を受けた方

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳には、土地・家屋・償却資産の平成23年度の価格が登録され、土地・家屋・償却資産の所有者などは、その資産や評価額などを確かめることができます。また、納税通知書と一緒に

送付する課税明細書(土地・家屋)でも確認できます。

期間 4月1日(金)

手数料 平成24年3月30日(金) 8時30分～17時 300円

※上記の縦覧期間中は無料です。

対象 固定資産の所有者、所有者から委任を受けた方

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

条件

昭和57年1月1日以前に建築された家屋で現行の耐震基準に適合した改修工事が30万円以上の家屋

期日 改修工事が終了してから3カ月以内

対象 軽減を受けようとする家屋の納税義務者

申請 所定の申請用紙に記入のうえ、添付書類(耐震基準適合証明書など)をつけて提出してください。

内容 改修家屋全体(新たに増築を行った部分も含む)にかかる固定資産税額の2分の1を減額します。

減額期間

■平成22年から24年までに改修した場合 2年間

■平成25年から27年までに改修した場合 1年間

減額対象面積 1戸あたり120㎡相当分まで

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

条件 次のいずれかの方が居住する既存の住宅で平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修が行われた住宅(賃貸住宅は除きます)

- ①65歳以上の方
- ②要介護認定または要支援認定を受けている方
- ③障害者手帳の交付を受けている方

工事内容 次の工事で補助金などを除く自己資金が30万円以上のもの

- ①廊下の拡幅
- ②階段の勾配の緩和
- ③浴室の改良
- ④便所の改良
- ⑤手すりの取り付け
- ⑥床の階段の解消
- ⑦引き戸への取り替え
- ⑧床表面の滑り止め化

申請 納税者は、改修後3カ月以内に工事明細書や写真などの関係書類を添付して提出してください。(工事の内容を示す書類は、建築士などによる証明で代替可)

内容 改修家屋全体にかかる翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額します。

減額対象面積 1戸あたり100㎡相当分まで

所得制限

所得制限があります。また、受給者は、毎年8月に所得状況届の提出が必要です。

手当額(4月から)

- 1級 月額50,550円
- 2級 月額33,670円

特別障害者手当など

障害児福祉手当

身体または知的・精神が重度で永続する障害があるため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の方で、特別児童扶養手当1級程度の障害と認められている方に支給されます。

特別障害者手当

身体または知的・精神が重度で永続する障害があるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方で、国民年金法の1級程度の障害が重複されていると認められる方に支給されます。

所得制限

所得制限があります。また、受給者は、毎年8月に所得状況届の提出が必要です。

- 手当額(4月から)
- 障害児福祉手当 月額14,330円
- 障害者福祉手当 月額26,340円

廃品回収業者とのトラブルにご注意ください。

問合先 市民生活課 環境創造室
市民生活課 消費生活相談窓口

最近「無料不用品を回収します」と、トラックで放送して回っている事業者がいます。こういった事業者と話しているうちに「実物を見てから料金を決めると言われ、通常のリサイクル料金よりも高額な料金を請求される事例が発生しています。

無料回収なのに、料金がかってしまうのは「無料不用品の有料回収」の有料が省略されているからです。また、土地を借り、無料回収の看板を出し、同じような事をしていく事業者がいます。くれぐれもご注意ください。

消費者へのアドバイス

■粗大ごみや不用品の処分は、市のルールに従って行いましょう。粗大ごみに出せない家電品やパソコンなどの処分方法について分からない場合は、お問い合わせください。

■一般廃棄物の収集・運搬は、市の許可を受けた事業者しか行えません。安易に廃品回収業者に処分を依頼することとは、トラブルや不法投棄の元になる可能性があります。

■廃品回収業者との間でトラブルが発生した場合は、ご相談ください。

税務課からのお知らせ

問合先 税務課 資産税担当

省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置

対象家屋 平成23年4月1日～平成25年3月31日の間に、一定の省エネ改修工事を行った住宅

要件 次の①から④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと(賃貸住宅を除く)

- ①窓の改修工事
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

工事費用 当該改修工事に要する費用が30万円以上であること

申請方法 納税者は、改修後3カ月以内に建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関による証明書を添付して市に申告

内容 改修家屋全体にかかる翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額します。

減額対象面積 1戸あたり120㎡相当分まで

